

岩手県告示第427号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

平成28年4月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 一関市、久慈市、北上市、奥州市、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町及び九戸郡洋野町
- 2 基本測量を実施する期間 平成28年6月2日から平成29年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）